

平成 18 年 6 月 29 日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 森 田 豊

定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第135期定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 平成18年3月31日現在の連結貸借対照表、第135期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結損益計算書及び営業報告書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 平成18年3月31日現在の貸借対照表及び第135期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）損益計算書報告の件

本件はその内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号議案 第135期利益処分計算書案承認の件

本件は原案のとおり承認可決されました。なお、利益配当金は普通株式 1 株につき 6 円と決定いたしました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決されました。定款変更の内容は次のとおりであります。

変更前定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は住友信託銀行株式会社と称し、英文ではThe Sumitomo Trust and Banking Company, Limitedと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。 (1) 信託業務 (2) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引ならびに為替取引 (3) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 (4) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他証券取引法により銀行または信託会社が営むことができる業務 (5) 担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行または信託会社が営むことができる業務 (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を大阪市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行株式総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は31億2,500万株とし、このうち30億株は普通株式、1億2,500万株は優先株式とする。ただし、株式の消却または優先株式につき普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第5条の2 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>住友信託銀行株式会社</u>と称し、英文ではThe Sumitomo Trust and Banking Company, Limitedと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次</u>の業務を営むことを目的とする。 (1) 信託業務 (2) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引ならびに為替取引 (3) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 (4) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他証券取引法により銀行または信託会社が営むことができる業務 (5) 担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行または信託会社が営むことができる業務 (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、<u>本店</u>を大阪市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(機関の設置)</p> <p>第4条 <u>当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、30億株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は、すべての種類の株式につき1,000株とする。 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎営業年度末までに発行された株式については、同年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。なお、営業年度末日の翌日から定時株主総会までに発行された株式については、当該株式発行時の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第7条の2 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類ならびに株式名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取および買増、その他株式に関する取扱は取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p style="text-align: center;"><u>第2章の2 優先株式</u></p> <p>(優先配当金) <u>第8条の2</u> 当社は、<u>第31条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、優先株式1株につき年60円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。</u> <u>ただし、当該営業年度において第8条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</u> <u>ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</u> <u>優先株主に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>(優先中間配当金) <u>第8条の3</u> 当社は、<u>第32条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(残余財産の分配) <u>第8条の4</u> 当社は、<u>残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき800円を支払う。</u> <u>優先株主に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(消却) <u>第8条の5</u> 当社は、<u>いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。</u> <u>当社は、優先株式発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢を勘案して受当と認められる償還価額で、優先株式の全部または一部の償還をすることができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(議決権) 第8条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令の定める場合はこの限りではない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(株式の併合または分割、新株引受権等) 第8条の7 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式につき株式の併合または分割は行わない。 当社は、優先株主には、新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(普通株式への転換) 第8条の8 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(普通株式への一斉転換) 第8条の9 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 この場合、当該平均値が200円以上で当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。 上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (基準日)</p>
<p>(招集の時期) 第9条 定時株主総会は毎営業年度終了後3か月以内に招集する。 前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。</p>	<p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集する。</p>

変更前定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集の場所) <u>第10条 株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。</u></p> <p>(議長) <u>第11条 株主総会の議長は取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれにあたる。</u> <u>当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。</u></p> <p>(決議要件) <u>第12条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</u> <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(議決権の代理行使) <u>第13条 株主は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会社の当該株主総会において議決権を行使することができる株主に限る。</u> <u>株主または代理人は株主総会ごとに当会社に委任状を提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) <u>第14条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名なつ印する。</u></p> <p>(種類株主総会) <u>第14条の2 第10条、第11条、第13条および第14条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	<p><u>2. 当会社の株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(招集権者および議長) <u>第13条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。</u></p> <p>(決議要件) <u>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>(参考書類等のインターネット開示) <u>第15条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) <u>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第15条 当会社に取締役15名以内を置く。</p> <p>(選任) 第16条 取締役は株主総会においてこれを選任する。 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってする。 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(解任) 第16条の2 取締役は株主総会の決議によってこれを解任できる。 前項の取締役の解任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p> <p>(取締役会) 第17条 当会社の取締役全員をもって取締役会を組織する。 取締役会は取締役会長が招集しその議長となる。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。 取締役会招集の通知は会日から3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 (新設)</p> <p>取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名なつ印する。</p> <p>(役付取締役および代表取締役) 第18条 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第17条 当会社に、取締役15名以内を置く。</p> <p>(選任および解任) 第18条 (削除) 取締役の選任および解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会) 第19条 (削除)</p> <p>取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。 2. 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 (削除)</p> <p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>取締役会の決議をもって当会社に取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。 <u>代表取締役は取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役のなかから選任し、各自当会社を代表する。</u></p> <p>(役付取締役の分掌) 第19条 取締役会長は取締役会を主宰する。 取締役副会長は取締役会長を補佐する。 取締役社長は取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐し、当会社の業務を執行する。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、前項の事務を処理する。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は就任後1か年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって終了する。</p> <p>(補欠選任) 第21条 <u>取締役中、その任期満了前に退任した者がある場合においても、法定数を欠かないときは、その補欠選任は行わないことがある。</u> <u>補欠選任による取締役の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(報酬) 第22条 取締役の報酬は株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第23条 当会社に監査役5名以内を置く。</p> <p>(選任) 第24条 <u>監査役は株主総会においてこれを選任する。</u> <u>監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。 (削除)</p> <p>(役付取締役の分掌) 第21条 取締役会長は、<u>取締役会を主宰する。</u> 2. 取締役副会長は、<u>取締役会長を補佐する。</u> 3. 取締役社長は、<u>取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。</u> 4. 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、<u>取締役社長を補佐し、当会社の業務を執行する。</u>ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、前項の事務を処理する。</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第23条 当会社に、<u>監査役5名以内を置く。</u></p> <p>(選任) 第24条 (削除) <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p>(解任) <u>第24条の2 監査役は株主総会の決議によってこれを解任できる。</u> <u>前項の監査役の解任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p> <p>(監査役会) <u>第25条 当会社の監査役全員をもって監査役会を組織する。</u> <u>監査役会招集の通知は会日から1週間前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってする。</u> <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、出席した監査役が記名なつ印する。</u></p> <p>(常勤の監査役および常任監査役) <u>第26条 監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。</u> <u>監査役は必要に応じ互選をもって常任監査役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(任期) <u>第27条 監査役の任期は就任後4か年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって終了する。</u> (新設)</p> <p>(補欠選任) <u>第28条 監査役中、その任期満了前に退任した者がある場合においても、法定数を欠かないときは、その補欠選任は行わないことがある。</u> <u>補欠選任による監査役の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(報酬) <u>第29条 監査役の報酬は株主総会の決議をもって定める。</u> (新設) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(監査役会) 第25条 (削除)</p> <p>監査役会招集の通知は、<u>会日の1週間前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> 2. 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってする。 3. 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、出席した監査役が記名なつ印する。</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役) <u>第26条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u> 2. 監査役は必要に応じ互選をもって常任監査役若干名を定めることができる。</p> <p>(任期) <u>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 社外取締役および社外監査役との責任限定契約 (社外取締役および社外監査役との責任限定契約) <u>第28条 当社は、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
<p>(営 業 年 度 お よ び 決 算)</p> <p>第30条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</p> <p>(利 益 配 当 金 の 支 払 い)</p> <p>第31条 利益配当金は各営業年度末の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中 間 配 当 金)</p> <p>第32条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(本定款において「中間配当」という。)を行うことができる。</p> <p>(優 先 株 式 の 転 換 と 配 当 金)</p> <p>第33条 優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利 益 配 当 金 等 の 除 斥 期 間)</p> <p>第34条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(事 業 年 度)</p> <p>第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰 余 金 の 配 当)</p> <p>第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(自 己 株 式 の 取 得)</p> <p>第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(配 当 金 の 除 斥 期 間)</p> <p>第32条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

第 3 号 議 案 取 締 役 13 名 選 任 の 件

本件は高橋 温、森田 豊、幡部高昭、藤井豪夫、渋谷正雄、井上育穂、中井正彦、鈴木 優、安藤友章及び常陰 均の10氏が再選され重任し、新たに井上政清、向原 潔及び草川修一の3氏が選任され就任いたしました。

以 上

おって、同日開催の取締役会において、次のとおり執行役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

副社長執行役員 (取締役を兼務)	幡部 高昭	常務執行役員	服部 力也
専務執行役員 (取締役を兼務)	藤井 豪夫	執行役員	千田 正
専務執行役員 (取締役を兼務)	渋谷 正雄	執行役員	浅井 英彦
専務執行役員 (取締役を兼務)	井上 育穂	執行役員	松井 孝
専務執行役員 (取締役を兼務)	井上 政清	執行役員	縄田 満児
常務執行役員 (取締役を兼務)	中井 正彦	執行役員	雨宮 秀雄
常務執行役員	大塚 明生	執行役員	筒井 澄和
常務執行役員 (取締役を兼務)	向原 潔	執行役員	田中 一光
常務執行役員 (取締役を兼務)	鈴木 優	執行役員	平田 誠一
常務執行役員	杉田 光彦	執行役員	鈴木 郁也
常務執行役員	奥野 博章	執行役員	穂積 孝一
常務執行役員 (取締役を兼務)	安藤 友章	執行役員	佐谷戸淳一
常務執行役員 (取締役を兼務)	常陰 均	執行役員	八木 康行
常務執行役員 (取締役を兼務)	草川 修一	執行役員	大久保哲夫



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。